

# 学校いじめ防止基本方針

野田市立南部小学校

## 1、基本計画

### (1) いじめの定義と県の基本計画

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

[いじめ防止対策推進法第2条より]

#### 第3期千葉県教育振興基本計画

◎基本目標1 ちばの教育の力で、志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供を育てる

<施策2> 道徳性を高める心の教育の推進

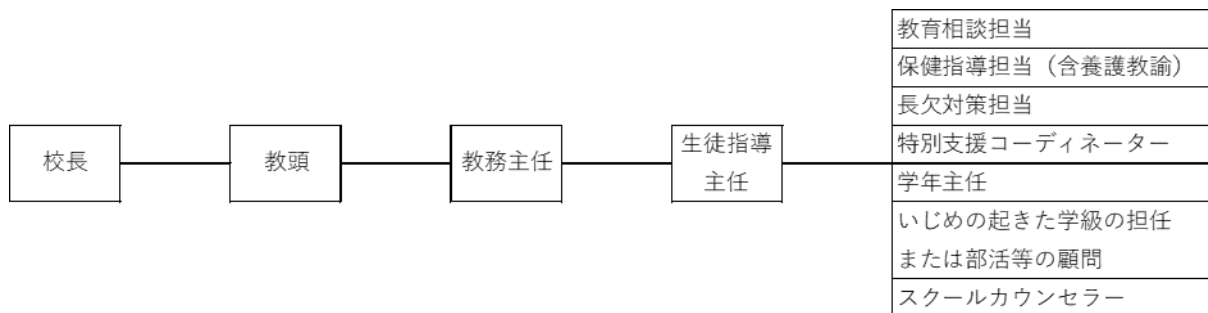
(2) 安心して学べる環境を実現するいじめ防止対策等の推進

- ・ いじめの早期発見、早期対応のため、組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携強化に努め、児童生徒たちの自己肯定感を育み、将来の社会的自立に向けた取り組みをする。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命及び身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係で済む児童生徒はいないという基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、ここに「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2、いじめ防止対策の組織について

名称：**いじめ防止対策委員会**



### 3、いじめの未然防止のための取組

- (1) 年度末の引き継ぎ事項を十分に配慮し、学級編制をする。
  - ①学級編制をする際、児童の人間関係を十分に考慮して行う。
  - ②旧担任から新担任への引き継ぎを十分に行う。
- (2) 児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに各学級、学校全体で取り組む。
  - ①担任の思いを伝える学級・学年開き
  - ②相手の顔（目）を見て元気で心のこもったあいさつ
  - ③帰りの会で、お互いのよいところを認め合う場
  - ④「ありがとう」の言葉が交わされる学級
  - ⑤全校集会でのいじめ防止に関する校長の話
- (3) 教師一人ひとりがわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や**学校生活に対する成就感**を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように務める。
  - ①校内研修を生かした授業研究
  - ②「わかる授業」のための学年研修
  - ③ベテランと若手の風通しの良い職員関係の構築
  - ④**教職員の不適切な発言がいじめを助長することを理解し、言葉遣いに気をつける。**
  - ⑤**過度の競争意識や、勝利至上主義等で児童のストレスを高めることにより、いじめを誘発する問題があることを理解する。**
- (4) 校長の方針のもと、道徳教育推進教師の役割を明確にし、学校全体で進める道徳教育の一層の充実に努める。（「学校教育指導の指針」より）
  - ①週1時間の道徳授業の完全実施
  - ②道徳教育推進教師の模範授業展開と校内研修
- (5) SNS を通じて行われるいじめも質的には同じであることを、職員・保護者・児童が認識し、正しい使用ができるよう、情報リテラシーを身につける。
  - ①携帯電話等使用についてのアンケート実施
  - ②携帯電話等、情報機器端末の使用についての講演会の実施

### 4、いじめ早期発見のための取組

- (1) いじめアンケート及び学校生活アンケートを年間4回実施し、実態を把握し適切な指導を行う。
    - ①4月・6月・11月・2月実施の「いじめ実態調査」による早期発見  
*調査により、「いじめ」の可能性が発見された場合、認知メモを活用し、十分な聞き取り調査を実施する。学年主任といじめ対策担当、管理職に必ず報告し、適切な指導を行う。*
- ※4月・2月については学校で作成した学校生活アンケート用紙、  
6月・11月については市で統一されたいじめアンケート用紙を使用する。
- ②9月・1月に実施の追跡調査により、いじめの継続がないかの確認
- ※9月については6月のアンケートの追跡、1月については11月のアンケートの追跡

とする。

- ③教育相談日は、担任の他にも、教育相談担当と生徒指導主任、養護教諭が窓口であることを全校集会で周知する。

## 5、いじめの相談・通報の体制

- (1) 担任等の日常的な観察により、いじめを認知あるいは疑いを持った場合は、必ずいじめ防止対策委員会に報告し、学校全体の組織で対応していく。

- ①日常生活における学級担任による「いじめ実態」の把握
- ②いじめ防止対策委員会を開催し、いじめ事案についての対応の検討
- ③教育相談箱の活用によるいじめの早期発見
- ④教育相談日の設定

※教育相談は随時設ける。また、家庭訪問、個人面談等を活用する。申し出のあった保護者と面談を行い、状況を把握し指導にあたる。(学年だよりにも掲載する。)

- (2) 教職員・保護者・児童が各相談窓口を周知し、早期発見に努める。

- ①文書による各相談窓口の伝達
- ②各相談窓口との連携

南部小相談窓口	担当：教頭、学級担任、教育相談担当、 生徒指導主任、養護教諭	TEL 04-7122-2509
野田市相談窓口	ひばり教育相談	TEL 04-7125-8088
各種相談窓口	24時間子供SOS相談ダイヤル	TEL 0120-0-78310
	県子どもと親のサポートセンター	TEL 0120-415-446
	千葉いのちの電話	TEL 043-227-3900
	ヤングテレホン (千葉県警察少年センター) ※非行、犯罪被害などに関すること	TEL 0120-783-497
	子どもの人権110番	TEL 0120(007)110
	チャイルドライン千葉	TEL 0120(99)7777
	ライトハウス千葉 (千葉県子ども・若者相談センター)	TEL 043(420)8066

## 6、いじめ早期対応の取組

(1) いじめに係る情報が入った場合、速やかに・詳細に情報を収集する。

いじめと思われる行為を発見したとき	直ちにその行為をやめさせる。 暴力を伴っていて、一人での制止が困難なときは、複数の教員で対応する。この時、体罰にならぬよう、気をつける。
児童や保護者から相談や訴えがあったとき	他の児童の目に触れない場所・時間等に配慮し、真摯に傾聴し事実を確認する。

①聞き取りをする。事実を正確に（認知メモを活用）

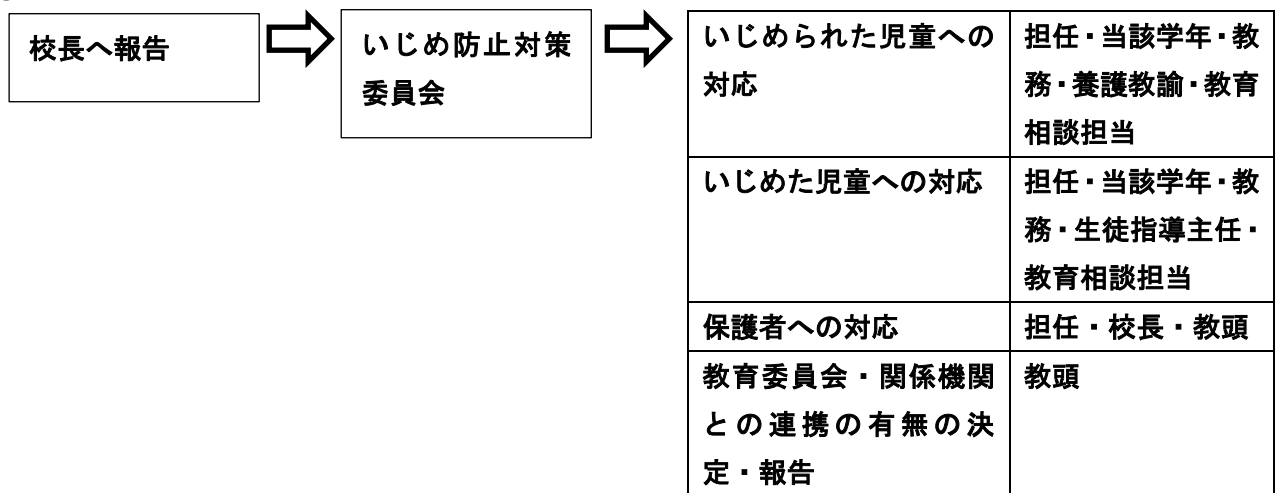
※いじめた児童が複数の場合、別室で・同時刻に聞き取りを行い、つじつまを合わせる行為が起きないようにする。

②情報は時系列で必ず記録しておく。

③スクールロイヤーに相談する。

(2) 指導・支援の体制を適切に整える。

①手順



②重大な事態が生じるおそれがある場合は、さらに早急な対応をする。

※重大な事態の定義：いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき次に掲げる場合を指す。

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日間目安、状況に応じて判断)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「疑いがある」とは、いじめ行為と自殺や不登校等との間に因果関係が存在することが考えられるならば、因果関係の存在が明白でなくとも「疑いがある」とする要件を満たす。

※野田警察署と連携して対応する。

※重大事態発生の場合は市教育委員会に速やかに報告する

## 7、いじめに対する指導方針

### (1) いじめを受けた児童や知らせた児童に対する指導

- ・安全を確保し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童の心のケアを行うため、当該児童にとって信頼できる人との連携を図り、場合によってはスクールカウンセラーとも連携を図る。
- ・いじめられた児童の自尊感情を高める。  
「あなたが悪いのではない。」「大丈夫。」「自信を持って」・・・などの言葉かけを行う。
- ・場合により、別室等にて学習する措置をとる。

### (2) いじめを行った児童に対する指導

- ・いじめは、いじめられた児童の
  - ・「教育を受ける権利」を奪うこと
  - ・心やからだの健全な成長に重大な影響を与えること
  - ・生命及び身体に重大な危険を生じさせることを伝え、責任の自覚を促す。
  - ・必要に応じ、別室での指導を一定期間行う。
  - ・改善が見られない場合、学校教育法第35条の規定により、出席停止措置を行う。  
『～教育委員会は、～性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。  
— 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為』
- ・傍観していた児童に対し・・・注意することが困難な場合は、誰かに知らせる努力をすることを指導する。
- ・同調していた児童に対し・・・はやし立てたり同調したりすることは、いじめに加担していることと同義であることを指導し、反省を促す。

### (3) 保護者との適切な連携を図り、事態の速やかな解決を図る。

①家庭訪問または学校にて迅速に事実関係および学校が行った指導内容を知らせる。

いじめられた児童の保護者に対して・・・徹底して守ることを伝える。

秘密を守ることを約束する。

いじめた児童の保護者に対して・・・事実関係と指導内容を知らせ、当該児童が二度と同様のことを起こさないよう、協力を仰ぐ。

②事実確認のための聞き取り調査、アンケートを迅速に行い、浮かび上がった事実を隠すことなく伝達するとともに、今後の対応について知らせる。あくまでも児童の健全な成長のための措置を行うことを伝達する。

### (4) いじめがあった学級やその他（部活動、委員会等）に対し適切な指導を行い、児童が自らいじめを許さない風紀を作り上げる。

①学級活動や道徳の時間を使い、いじめのない人間関係を構築する。

②担任(担当)は児童の意識が変わらない限り解決はないという意識を持ち、継続的な指導に心掛ける。

③担任(担当)は適切な方策を示す。児童にはP D C Aサイクルを踏襲し、意識を高める。

※P D C Aとは？

「P・・・プラン D・・・ドゥー C・・・チェック A・・・アクション」の略  
「計画」「実行」「評価・反省」「反省を踏まえた行動」

## 8、いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

### ①いじめに関わる行為がやんでいること

- ・いじめを受けた児童に対する心理的・物理的な影響を与える行為が少なくとも3ヶ月継続してやんでいる状態であること。

### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。

※ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。また、解消した状態になっても、再発する可能性があることを踏まえて日常的に注意深く観察する必要がある。

## 9、公表、点検、評価等

- ・学校評価により、いじめ防止の取組を、児童・保護者・教職員が評価する。
- ・評価結果を分析し、取組の改善を図る。
- ・評価結果を学校だよりやホームページ等で公開し、児童・保護者・地域へ周知する。

## 10、年間指導計画 ※年度によって、施策や行事等が異なる場合がある。

※道徳は、行事や学級の実態に応じ資料を変更する。

	教育委員会及び施策等に係る事項	学校行事(会議・研修等)
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いのちを大切に作るキャンペーン(～夏季休業前)</li> <li>○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査</li> <li>○ひばり教育相談の派遣・研修会</li> <li>○野田市スクールサポーター配置</li> <li>○野田市新規採用教職員研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会発足</li> <li>・職員会議提案</li> <li>・いじめ防止基本方針についての伝達・研修会</li> <li>・家庭訪問</li> <li>・学校生活アンケートの実施</li> <li>・SOSの出し方教育(GW前)</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○野教研生徒指導部会</li> <li>○小・中生徒指導推進研究協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議提案</li> <li>・運動会</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校警察連絡協議会(小・中)</li> <li>○保護司学校連絡会</li> <li>○全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」</li> <li>○野田市スクールサポーター報告会(～3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議提案</li> <li>・いじめアンケートの実施</li> <li>・うめっ子活動</li> </ul>
7 . 8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○野教研生徒指導部会</li> <li>○教頭・教務主任合同研修会</li> <li>○教員実践教育相談</li> <li>○野田市情報モラル指導者研修会等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止研修</li> </ul>

9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒指導主任連絡会（中）</li> <li>○全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」の追跡調査</li> <li>○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問（聞き取り）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会</li> <li>・職員会議提案</li> <li>・いじめ実態調査追跡調査</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問（聞き取り）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議提案</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議提案</li> <li>・いじめアンケートの実施</li> <li>・校内持久走大会</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校警察連絡協議会（小・中・高）</li> <li>○「冬季休業における児童生徒の指導」</li> <li>○教育相談連絡会（スクールカウンセラー研修会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会</li> <li>・職員会議提案</li> <li>・南小音楽会</li> <li>・個人面談（希望制）</li> <li>・SOSの出し方教育（冬季休業前）</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」の追跡調査</li> <li>○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問（聞き取り）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議提案</li> <li>・いじめ実態調査追跡調査</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒指導主任連絡会（中）</li> <li>○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問（聞き取り）</li> <li>○保護司学校連絡会</li> <li>○「業期及び学年末学年始児童生徒の指導」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議提案</li> <li>・学校いじめ防止基本方針の見直し開始</li> <li>・うめっ子ありがとう会</li> <li>・学校生活アンケートの実施</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒指導主任連絡会（小・中）</li> <li>○「いじめ実態調査」最終報告（聞き取り）</li> <li>○教員実践教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業を祝う会</li> <li>・生徒指導委員会</li> <li>・職員会議</li> <li>・学校いじめ防止基本方針の見直し次年度分決定</li> <li>・SOSの出し方教育（年度末休業前）</li> </ul>